## 秦野市コミュニティ農園 利用の約束

- 1 利用者が利用する区画は、原則的に市長が指定する1区画とし、 自家用の野菜や花等の栽培に利用し、建物及び工作物の設置又は、 営利を目的に利用してはならない。
- 2 利用者は、決定された利用区画について異議の申立てはできない。
- 3 利用者が、2か月以上にわたり相当の理由なく利用しないときは、 利用区画を返還させることができるものとする。
- 4 利用者の利用期間は、利用開始の日の属する年度内で、別に指定する日までとする。ただし、利用期間が満了する日の翌日から2年を限度として、1年ごとに利用期間を更新することができる。
- 5 利用者は、前項の利用期間内であっても、土地所有者と秦野市とのコミュニティ農園設置事業協定が解除された場合には、ただちに、利用区画を返還するものとする。
- 6 野菜や花等を栽培するための肥料、種苗、農機械類等一切の必要 な物資は利用者の負担とする。
- 7 利用者は、利用期間の満了等によって、利用区画の返還をする場合は、原状に復するものとする。又、栽培物等の損失補償についての請求は行わないものとする。
- 8 利用者が、前項の原状に復する義務を履行しない場合には、栽培物等を放棄したものとみなし、これを市長が自由に処分をしても一切の異議を申し立てないものとする。
- 9 利用者は、利用区画を転貸することができない。
- 10 利用者は、農園の利用以外の耕作権等一切の権利を有しない。
- 11 市長は、天災、盗難及び病虫害等による栽培物、その他一切の損失に対して補償しないものとする。
- 12 利用者は、農園に隣接する土地の所有者等に損害を与えてはならない。万一損害を与えた場合には、自らの責任と負担で解決するものとする。
- 13 利用者は、利用区画の善良な維持管理に努めるものとする。
- 14 利用者は、市長が定める利用者負担金を期日まで納入するものとする。

- 15 利用者は、農園内の土を農園外に持ち出さないものとする。
- 16 利用者は、農園の利用に自動車は原則として、使用しないものとする。
- 17 利用者は、市が配置した各農園の管理人(農園の維持管理運営及び利用者への技術指導を行う者)の指示に従うものとする。
- 18 利用者が既に納めた利用負担金は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。
  - (1) 借受者の責任でない理由で貸付ができなくなったとき。
  - (2) 市長が相当な理由があると認めるとき。
- 19 この秦野市コミュニティ農園利用の約束は、平成13年度秦野市コミュニティ農園利用者から適用します。